

兵庫地方最低賃金審議会

第4回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会

日時：令和6年10月1日（火）10:00～
場所：兵庫労働局16階 第3共用会議室

部 会 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について

(2) その他

3 閉 会

(案)

令和6年10月1日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機
械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
梅野巨利
千田直毅
高階利徳

労働者代表委員
岩崎和人
黒石尚稔
田中祐介

使用者代表委員
岡村剛敏
黒田俊一
谷口幸史

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,053 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 6 年 12 月 1 日

(案)

令和6年10月1日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)

(2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,053円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日



令和6年10月1日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,053円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日